

なくそう、受動喫煙



受動喫煙対策推進
マスコット
けむいモン

受動喫煙を防ぐため、たばこのルールがあります

1

望まない
受動喫煙を
なくしましょう



2

子ども、
患者等に特に
配慮しましょう



3

施設の類型・
場所ごとに
対策が必要です



多くの人が利用する全ての施設は**原則屋内禁煙**です

健康増進法の一部を改正する法律 大阪府受動喫煙防止条例

- ✓ 第1種施設（学校、病院、児童福祉施設、行政庁舎等）は**敷地内全面禁煙**。第2種施設（オフィス、事業所、飲食店等すべての施設）は**原則屋内禁煙**（専用の喫煙室内のみ喫煙可能）です。
- ✓ 屋内で喫煙する場合は、喫煙室の設置が必要です。（技術的基準あり）

- ✓ 喫煙できる場所には、20歳未満の人は立ち入ることができません。
- ✓ 経営規模の小さい既存飲食店は、店内禁煙か喫煙かを選択できます。（経過措置）※飲食店対象の経過措置や支援制度等詳細については下記ホームページをご覧ください。

法、条例に違反すると罰則の対象となることもあります

知っていますか？ 喫煙標識

たばこを吸うときは…



- ✓ 屋内で**喫煙できる場所**には**標識**があります。
- ✓ 喫煙する際は**必ず標識を確認**してください。
- ✓ 屋内で喫煙標識のないところは、すべて禁煙です。
- ✓ **喫煙禁止場所での喫煙は、罰則の対象となります。**

【違反時の罰則：30万円以下の過料】

20歳未満の人は、
喫煙エリアへは立入禁止



- ✓ 20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても喫煙エリアへ**一切立入禁止**になります。
- ✓ 従業員であっても入ることはできません。
- ✓ 保護者の同意があっても入ることはできません。

施設管理者のみなさまへ

施設の管理者の方は、**その施設において受動喫煙を防止する責務**があります

- ✓ **喫煙禁止場所の灰皿等設置禁止**
喫煙禁止場所に喫煙器具、設備を設置しないでください。
- ✓ **違反者への注意**
喫煙禁止場所において、喫煙をしている人や喫煙しようとしている人がいれば、喫煙の中止又は退出を求めてください。

- ✓ **喫煙室の設置について**
喫煙専用室等を設置する場合、下記を遵守してください。
 1. たばこの煙の流出防止措置
 - ① 出入口において、喫煙室外側から内側に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
 - ② たばこの煙が屋内に流出しないよう壁・天井によって区画されていること
 - ③ たばこの煙が屋外に排気されていること
 2. 20歳未満の人を喫煙エリアに立ち入らせないこと（従業員も含む）
 3. 喫煙室の標識掲示（喫煙室の出入口とその施設の主な出入口）

受動喫煙に関するご相談・お問い合わせ
大阪市受動喫煙防止対策コールセンター

TEL 06-6226-8471 06-6244-7600
FAX 06-6226-8476 06-6244-7077

【受付時間】平日（月曜日から金曜日まで）午前9時00分から午後5時30分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く

※飲食店対象の経過措置
や支援制度等詳細につ
いては右記ホームページ
をご覧ください。



大阪市受動
喫煙防止対策HP



（支援制度）
大阪府受動
喫煙防止条例HP

なくそう、受動喫煙



受動喫煙対策推進
マスコット
けむいモン

あなたの煙で苦しむ人がいます

改正健康増進法では、

喫煙する際には周囲へ配慮しなければならない

とされています



受動喫煙の健康被害

受動喫煙が原因で年間推計 **15,000人** が死亡しています。

受動喫煙によりリスクが高くなる疾患として、大人は**脳卒中**や**肺がん**、**虚血性心疾患**、子どもでは**乳幼児突然死症候群（SIDS）**や**ぜん息**があげられます。

出典：厚生労働省 喫煙の健康影響に関する検討会報告書 喫煙と健康 2016 改編

おうちでのたばこのルールありますか？

居住空間での喫煙について、同居者や近隣の方へ配慮をお願いします

私的空間だけど...

改正健康増進法により、受動喫煙防止のため屋内での喫煙が規制されました。

居住区間については法規制の対象外ですが、**喫煙する際には周囲へ配慮しなければなりません。**

おうちのなかでも受動喫煙が生じないようにしましょう。

加熱式たばこは『たばこ』です！

加熱式たばこの蒸気には**ニコチン**や**発がん性物質**といった健康影響を与える有害物質が含まれることが明らかになっています。紙巻きたばこと同様の配慮が必要です。



子どものまわりで吸わないで

住居、自動車、学校、通学路、公園、病院など

子どもが利用するあらゆる場所で受動喫煙をさせないように努めましょう

1

子どもの近くでは、
吸わない・
吸わせない

2

たばこが吸える
ところに子ども
を立ち入らせない

3

たばこの煙の
健康への悪影響を
理解する

きれいな空気を、
ありがとう！



大阪府子どもの受動喫煙防止条例

大阪市受動喫煙
防止対策啓発資料
はこちら

